

八王子市職員通信教育講座助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、通信教育機関等が実施する通信教育講座（以下、「講座」という。）の受講に要する経費の一部を助成することにより、自己啓発への取組みを支援し、職員の資質の向上に役立てることを目的とする。

(講座の指定)

第2条 市長は、通信教育機関等が実施する講座のうち前条の目的に合致する講座を指定する。

(講座の受講期間)

第3条 指定講座の受講期間は、各通信教育機関等が定める期間の倍とする。

(助成の対象者)

第4条 助成の対象者は、八王子市職員（八王子市職員定数条例（昭和24年八王子市条例第22号）第1条に規定する職員）及び他団体への派遣職員（以下「職員」という。）とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、各講座の受講料金から自己負担額として定める5,000円を差し引いた額とする。

(助成の申請)

第6条 助成を希望する職員は、通信教育受講助成金交付申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 助成の申請は、会計年度ごとに1人1講座とする。

(助成の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、予算の範囲内において助成する職員を決定する。

2 予算の範囲を超える場合は、次の各号の順位によりそれぞれ抽選して決定する。

(1) 産前休暇、産後休暇、又は育児休業の期間と講座の受講期間が重なる職員。

(2) 過去5年間に助成を受けたことのない職員。

(3) 当該年度の昇任職員

(4) 前3号に掲げる以外の職員。

(助成の交付決定・不交付決定通知)

第8条 市長は、助成の申請をした職員に対し、速やかに通信教育受講助成金交付決定・不交付決定通知書（第2号様式）を通知するものとする。

(助成金の交付)

第9条 前条により助成金を交付するときは、市長は通信教育機関等が教材の配送を完了したことを確認したうえで交付する。

(報告)

第10条 講座を修了した職員は、速やかに通信教育受講修了報告書(第3号様式)に修了証の写しを添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めたときは、この限りでない。

(助成金の返還)

第11条 助成金を交付した職員が次の各号の一に該当するときは、助成金を返還しなければならない。

(1) 受講期間内に指定講座を修了できなかったとき。

(2) 受講期間内に助成の対象者でなくなったとき。

2 前項に規定する助成金の返還に関することは、市長が別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年7月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年5月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年5月23日から施行する。

付則

この要綱は、平成27年3月17日から施行する。